

中小企業緊急雇用安定助成金の活用

景気悪化に伴う操業縮小が相次いでいます。前年比5%程度の減産を実施している日産自動車では2009年3月から全社員に副業を許可しました。休業日の増加で賃金が最大で20%カットされるためであるといわれています。大手も厳しい環境ですが、中小企業の場合はさらに深刻です。このような状況下、昨年の12月に従来の雇用調整助成金を見直した「中小企業緊急雇用安定助成金」が創設されました。

企業にとって従業員は貴重な財産です。休業時は普段できない教育訓練を実施するチャンスとプラス思考で考えることが必要です。「中小企業緊急雇用安定助成金」は、そのような休業や教育訓練に対する助成が受けられる制度です。

「中小企業緊急雇用安定助成金」とは？

経済上の理由（景気および市場変動）により企業収益が悪化し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が対象です。雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させた場合、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金の一部が助成される制度です。休業と教育訓練を実施した場合は、休業に対する助成金と教育訓練助成金が合算されます。

対象となる事業縮小とは？

本助成金が対象とする事業活動の縮小とは、以下の2つの項目を満たすものです。

- (1) 売上高、生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3か月または前年同期と比較して5%減少していること。
- (2) 前期決算等の経常利益が赤字であること
（(1)の減少が5%以上の場合は除外となります）

ただし、以下の場合は対象となりません。

- (1) 例年繰り返される季節的変動によるもの
- (2) 事故、災害等の被害によるもの
- (3) 法例違反等による行政処分または司法処分で事業活動の全部または一部の停止を命じられた場合

中小企業事業主とは？

小売業 (飲食業を含む)	資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員100人以下

(注) サービス業…医療、福祉、教育、学習支援業、情報サービス業、駐車場業、宿泊業、複合サービス業を含む
その他の業種…製造業、建設業、運輸業、金融・保険業、不動産業、旅行業など

助成金額は？

項目	休業	教育訓練
対象期間	3年間で300日（初年度は200日を限度）	
対象者	事業所における被保険者全員	事業所における被保険者全員
対象期間	所定労働期間の全1日または事業所の被保険者全員が一斉に1時間以上	所定労働日の全1日
助成額 (1人1日当たり)	休業手当または賃金に相当する額の4/5 ただし雇用保険基本手当日額の最高額が限度	6,000円

(注) 平成21年2月6日より当面の期間、個人ごとに1時間以上行われる休業についても対象となります。

助成金を申請するには？

受給申請には、都道府県労働局またはハローワークへの事前届出（指定書類の提出）が必要です。事前届出のない休業や教育訓練及び出向は支給されませんので注意が必要です。制度改正による混乱が見られるため、申請前に所轄の労働局またはハローワークで十分な打合せを行うこと。行政窓口で申請書類を確認する事前準備が必要です。テクノ経営では、各種教育訓練カリキュラム作成等の支援を行っておりますのでご利用下さい。

本助成金に関するお問い合わせは、
大手前企画室 池野まで

TEL.06-6910-0861
FAX.06-6910-5887

